

事件の概要

①官製談合防止法違反と加重収賄

平成25年10月に執行された防災行政情報告知ネットワーク関連備品購入事業の入札に際し、入札に関する秘密事項である予定価格算定の基礎となる設計金額を業者に教示したうえ、受注する意欲のない業者に入札価格を指示するなどして入札の公正を害すべし行為を行い、落札した業者の営業活動を行っていた業者から、それらの謝礼として平成26年2月に現金200万円を受け取ったものであります。

②受託収賄

情報ネットワーク等に関する保守業務等の委託契約に関し、業者から発注してもらいたい旨の請託を受け、その謝礼と便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨のもとに供与されるものであることを知りながら、平成24年4月から平成26年4月の間に17回にわたり、合計438万円を口座への入金で受け取ったものであります。

事件の要因

今回の事件は、管理職であつた元課長補佐が、業務に関連する業者に便宜を図る見返りとして、長期にわたり金銭を受け取っていたこと、さらに、自ら談合を企てて実行したという極めて悪質なものです。全体の奉仕者である公務員にとつて絶対にあつてはならないものであり、元課長補佐も公判において「自分自身の強欲と倫理観の欠如が最大の原因である」と証言していますが、公務員倫理の著しい欠如が最大の原因であることは言うまでもありません。

また、入札に関わる設計や業務の監督などを元課長補佐が一人で行つていたこと、情報セキュリティの面で特定の職員以外は入り込むことができない体制であつたこと、保管点検記録の不備など不透明な業務執行体制となつていたことなどから、透明性・公平性を確保できる体制が確立されていなかつたことも大きな原因です。さらに、専門的な知識が必要な業務であるため、元課長補佐が長期間にわたりました。

不祥事の再発防止策

今回の事件の要因として、公務員倫理の欠如、業務執行体制と人事管理上の問題が考えられるため、人事管理の面から検討する「業務人事対策委員会」と契約事務の面から検討する「契約システム等適正化委員会」を立ち上げ、再発防止策の検討を行つてきました。

業務人事対策委員会では、公務員倫理などの徹底を図る体制づくりや業務執行体制と職員人事の適正配置などについて検討し、人事管理上の課題を検討する機関として新たに人事監理委員会を設置するとともに、法令遵守マニュアルを作成し公務員倫理の徹底を図り、不正発生原因につながる要素の早期解消に努める

いたり中心的な立場で業務に携わったことにより、利害関係のある業者との間に特別な関係が生じたことも事件要因のひとつであり、そのことが不正の機会を作ることにつながつたものと考えられます。

契約システム等適正化委員会では、入札や契約事務について検証し、契約事務に係る発注者綱紀保持マニュアルと、例外的な契約の方法である随意契約に関する標準的な解釈や指針となる随意契約ガイドラインを作成するとともに、指名競争入札に係る業者選定に担当課長は関わらないこととするなど、事務処理上の厳正なシステムの構築とチェック体制の強化を図り、適正で公平・公正な入札並びに契約事務の執行を徹底していくこととしました。

今回の事件の発生により、行政に対する不安と不信感を与え、町民の皆様の信頼を損なうこととなつたことにかんがみ、町政執行の最高責任者である町長及び副町長並びに教育長として、当該事件の責任を明確にするため、6月定期議会でそれぞれの給与の減額を提案し、議決をいただきましたのでご報告いたします。

おわりに

今回発生しました事件は、公平・公正な立場である公務員としてあつてはならない行為であり、町政執行の根幹を搖るがし安平町全体の名誉を傷つけるものであります。今後は、この不祥事を安平町組織全体として永久に銘記し、一日も早く負のイメージを払拭するとともに、失われた信頼回復に向け、真摯に努力してまいりますことをお誓い申し上げます。

【安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例】の制定

・瀧町長

・平成27年7月～9月の3か月間 100分の50減額

・森下副町長

・平成27年7月～9月3か月間 100分の20減額

・村井副町長

・平成27年7月～8月の2か月間 100分の10減額

・豊島教育長 平成27年7月の1か月間 100分の10減額

・月間 100分の10減額